

**2017年シーズン NPO 法人ハマトラ・横浜 フットボールネットワーク
個人賛助会員入会申込書**

NPO 法人ハマトラ・横浜フットボールネットワーク（以下本法人）は横浜市を中心とする地域市民のため、サッカーサポーターと地域コミュニティの連携をはかり、スポーツを通じた地域コミュニティへ貢献と、活力ある地域社会の実現を目的に設立しました。

- ・ フリーペーパー「ハマトラ」の編集、配布。
- ・ Web サイト「Web Magazine hamatra」の編集、運営。
- ・ web コミュニティ「ハマトラ SNS」の企画・開発・運用活動
- ・ ポスター掲示や配布によるサッカー文化普及活動
- ・ 定期地域清掃活動の実施
- ・ 東日本大震災復興支援活動

等の活動を行っております。

本法人の事業目的に賛同し、活動を支援していただける個人賛助会員を募集しております。

本法人の運営・活動を今後も継続するため、また新たな活動を広げていくために、多くの皆様方にご支援、ご協力賜りたく、個人賛助会員にご入会いただきますよう、よろしくお願いたします。

■ **個人賛助会員とは**

本法人の事業を賛助するために入会した個人の方です。下記入会金と年会費となっております。

- ・ 入会金 0 円
- ・ 年会費 1 口 2,000 円

■ **個人賛助会員入会方法**

賛助会員規約をご一読頂き、個人賛助会員入会申込書のお申込項目にご記入の上、日産スタジアムでのホームゲーム開催の際にトリコロールランドに出店しております「ハマトラブース」にてお申し込みください。

2017年シーズンお申し込み対象試合：6月25日（神戸戦）、7月8日（広島戦）、7月29日（清水戦）

2017年シーズン NPO 法人ハマトラ・横浜フットボールネットワーク個人賛助会員入会申込書(控え)

受付 NO. お名前：

口数： 口 金額： 円

2017年シーズン NPO 法人ハマトラ・横浜フットボールネットワーク個人賛助会員入会申込書

No.

お名前 :

メールアドレス（任意） :

口数 : 口 金額： 円

○確認事項

- 当書類の裏面の賛助会員規約を確認、同意致します。
- 私は暴力団排除条例に基づく団体や個人と一切関係ありません。

- Web Magazine hamatra 情報 受け取らない 受け取る（Eメール）
- 賛助会員リストへの掲載 掲載しない 掲載する

NPO 法人ハマトラ・横浜フットボールネットワーク 賛助会員規約

NPO 法人ハマトラ・横浜フットボールネットワーク（以下「本法人」という。）は、本法人定款（以下「定款」という。）第3条第2号に定める賛助会員に関する規約を以下のとおり定め、賛助会員入会申込書の提出をしたものは本規約を承諾したものとす。

（入会申込）

第1条 賛助会員になろうとする者は、本規約に同意の上、賛助会員入会申込書を提出するものとする。

（入会の認可）

第2条 以下の各号に該当する場合を除き、本法人は、前条の申込書を受領後速やかに入会を認めなければならない。

- (1) 入会申込書に虚偽の記載が認められたとき。
- (2) 申込者が過去に本規約に違反し、当法人を退会した者であるとき。
- (3) その他、当法人が会員とすることを不適切であると判断したとき。

（会費）

第3条 定款第8条に定める入会金及び会費は、以下のとおりとする。

- | | | | |
|--------------|----|--------|---------|
| (1) 個人会員 入会金 | 0円 | 年会費 1口 | 2,000円 |
| (2) 団体会員 入会金 | 0円 | 年会費 1口 | 50,000円 |

2 賛助会員は入会時に入会金及び年会費を納入する。

3 賛助会員は定款に定める毎事業年度（2月1日～翌年1月31日）の初めに年会費を納入するものとする。

4 事業年度途中で入会の場合はその時点で年会費は満額支払うものとする。

（会員の権利）

第4条 賛助会員は、以下に掲げる権利を有する。

1. 本法人関連情報及び活動報告の受信
2. その他理事会の定める特典

（禁止事項）

第5条 賛助会員は、以下に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 第三者へ賛助会員の権利を譲渡する行為
- (2) 本法人を利用した営業活動や営利を目的とした行為（本法人の許可を得た場合を除く）
- (3) 本法人の運営を妨げる行為
- (4) 本法人の信用を毀損する行為
- (5) その他、本法人が賛助会員として不適切であると判断する行為

（退会）

第6条 賛助会員は、何時でも、本法人に退会届を提出して、任意に退会することができる。退会する場合、既に納入された会費等の拠出金の払い戻しは一切行わないものとする。

（強制退会）

第7条 賛助会員が次の各号の一に該当した場合、本法人は強制退会とすることができる。この場合、既に納入された会費等の拠出金の払い戻しは一切行わないものとする。

- (1) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (2) 正当な理由なく会費の支払を怠った場合
- (3) 本規約に違反した場合
- (4) 本法人の定款に違反した場合
- (5) その他、本法人が賛助会員として不適切であると判断した場合

（免責事項）

第8条 本法人は、賛助会員が被ったいかなる損害に対しても賠償責任を負わないものとする。

（定めなき事項）

第9条 本規約に定めなき事項が生じた場合は、本法人と賛助会員は本法人の目的の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決に当たる。

（規約の改正）

第10条 本規約は賛助会員の了承を得ることなく改正することができる。

付則

- ・ 本法人は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとする。
- ・ この規約は、2015年2月22日から施行する。

【個人情報保護方針】

NPO法人ハマトラ・横浜フットボールネットワーク（以下、「本法人」という。）は、横浜市を中心とする地域市民のため、サッカーサポーターと地域コミュニティの連携をはかり、スポーツを通じた、地域コミュニティへの貢献と活力ある地域社会の実現を目的とする。社会的責任を担う一員として、諸活動における個人情報保護の重要性を深く認識し、各位とのより一層の信頼と連携を築くため、以下のプライバシーポリシー（個人情報保護に関する基本方針）を遵守する。

【個人情報】

個人情報とは、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報（氏名、E-mail アドレス等）をいう。

【利用目的】

本法人では、各位の個人情報を、以下の目的以外には利用しない。

- ・ 本法人の賛助会員との連絡、賛助会員管理
- ・ 本法人からの各種情報の提供

上記の利用目的以外で個人情報を利用する必要が生じた場合には、あらかじめ本人の同意を得た場合および個人情報の保護に関する法律その他法令により例外として取り扱うことが認められている場合を除き、その利用について賛助会員の同意を得る。

本法人は、個人情報を、活動に必要な範囲においてのみ適法かつ適正な方法で収集し、その利用目的は個人情報提供の際に明示し、法令で認められる場合を除き、明示した目的の範囲内に限って利用する。

【第三者への提供】

本法人は、各位の個人情報を、法令等の規定に基づく場合を除き、正当な理由がない限り、第三者に提供しない。

【情報管理】

本法人は、各位の個人情報を厳重に管理し、適切な安全措施を講ずることにより、流出、漏えい、改ざん、紛失等の危険防止に努める。

【法令順守及び改正】

本法人が保有する個人情報に関して適用される日本の法令、その他規範を遵守するとともに、本ポリシーの内容を適宜見直し、その改善に努める。

個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口
NPO 法人ハマトラ・横浜フットボールネットワーク
E-mail : info@hamatra.com

裏面